

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 改正理由

- ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日一部施行）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正（令和6年6月28日公布、令和7年4月1日一部施行）により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されることに伴い、新たに対象となる建築物の審査に係る手数料を新設等するほか、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。
- イ 建築基準法の一部改正（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行）により、一部の建築確認・検査が省略されていた特定の建築物についても建築確認・検査の対象となることに伴い、当該審査に係る事務量の増加を踏まえた手数料の額に改定するほか、所要の改正をする。

(2) 改正内容

- ア 次のとおり改正する。
 - (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、これまでは省エネ基準に適合していることが義務でなかった小規模（面積が300㎡未満）の非住宅建築物及び住宅についても、令和7年4月1日からは省エネ基準への適合義務が生じるため、その審査に係る手数料を新設する。
 - (イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、「基準適合認定」が廃止されたことに伴い、手数料条例から当該項目を削除する。
 - (ウ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正により、引用条文に移動があるため、所要の規定整備をする。
 - (エ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく「性能向上計画認定」及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素建築物認定」について、新規評価方法が追加されたことに伴い、その審査に係る手数料を新設する。
 - (オ) 人件費等の高騰による単価上昇に伴い、手数料を増額する。
- イ 「2階以下かつ500㎡以下の木造建築物」及び「平屋かつ200㎡以下の非木造建築物」は、建築基準法に基づく一部の建築確認・検査が省略されていたが、建築基準法の一部改正により、それら審査対象外の範囲が縮小され、「平屋かつ200㎡以下の建築物」以外は建築確認・検査が必要となる。現行の手数料は、省略を前提とした手数料額となっているため、審査作業が増えることに伴う事務量の増加を踏まえた手数料額に改定を行う。

2 施行期日

令和7年4月1日